

奈良市建設工事等入札執行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が執行する建設工事等の入札について、奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「建設工事等」とは、建設工事及び当該工事にかかる委託業務をいう。

(指名通知)

第3条 市長は、指名競争入札を行う場合は、入札参加業者に競争入札指名通知書（別記第1号様式）により通知するものとする。

(見積期間)

第4条 市長は、建設工事に係る奈良市契約規則第2条の公告及び前条の通知をするときは、次のとおり見積期間を設けるものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は5日以内に限り短縮するものとする。

- (1) 予定価格が500万円に満たない建設工事 1日以上
- (2) 予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事 10日以上
- (3) 予定価格が5,000万円以上の工事 15日以上

(設計図書の閲覧等)

第5条 建設工事等の設計図書（仕様書を含む。以下同じ。）は、入札に参加しようとする者の閲覧に供し、又は貸与するものとする。

2 設計図書を閲覧に供する方法は、次のとおりとする。

- (1) 閲覧期間 建設工事等に係る奈良市契約規則第2条の公告の日（指名競争入札の場合は第3条の通知の日）から入札日の前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）
- (2) 閲覧方法 奈良市ホームページ

(現場説明)

第6条 市長は、入札に付する建設工事等の内容により必要があると認めるときは、現場説明を行うものとする。

(予定価格及び最低制限基準価格等)

第7条 市長又はその委任を受けた者は、建設工事等については、予定価格及び最低制限基準価格、最低制限モデル型算出価格又は調査基準モデル型算出価格（以下この条において「最低制限基準価格等」という。）を設定するものとする。

2 最低制限基準価格等の設定については、別に定める基準による。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、最低制限基準価格等を設定しな

いことができる。

- 4 第1項の規定により設定された価格は、奈良市契約規則第2条の公告（指名競争入札の場合は第3条の通知）の際、又は市長が定める日に公表するものとする。

（入札時刻等）

第8条 入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）は、入札時刻を遵守し、当該時刻に入札執行宣言をするように努めるとともに、入札執行の順序を変更してはならない。

- 2 前項の入札執行宣言後の出席確認時に参加していない者は、入札に参加させないものとする。

- 3 入札者は1業者1人とし、代理で入札を行う者には、委任状を提出させるものとする。

（入札室への立入禁止）

第9条 前条の出席確認後においては、入札者以外の者の入札室への立入りを禁止する。

（競争入札の執行の取消し等）

第10条 競争入札を執行する場合、入札者の不正行為その他の理由により、その入札を執行することが不適当であると認めるときは、これを取り消すものとする。

- 2 奈良市制限付一般競争入札実施要領に規定する制限付一般競争入札及び指名競争入札の執行において、入札者が1人であるときは、その入札は成立しないものとする。

（入札執行上の留意事項）

第11条 入札執行者は、次の事項について留意し、入札者に対し第2号から第8号までに規定する事項について周知するものとする。

- (1) 入札者に注意を促すため、入札者心得（別記第2号様式）を入札室に掲示すること。
- (2) 入札書は、封印し、封書の表に入札者名、工事件名及び入札書在中と明記されていること。
- (3) 入札書の封筒の宛名は奈良市長又は奈良市契約課長とし、入札書の宛名は奈良市長とすること。
- (4) 入札者及び代理人の氏名及び印影が不明瞭な入札書及び委任状は、無効とすること。
- (5) 入札者及び代理人の署名又は記名押印のない入札書及び委任状は、無効とすること。
- (6) 入札金額が訂正され、又は判読しがたい入札書は、無効とすること。
- (7) 既に提出した入札書を引換えにより変更し、又は取り消すことはできないこと。
- (8) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の「100分の10」に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とし、消費税及び地方消費税に係る課税事

業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額が入札書に記載されていること。

- 2 入札執行者は、入札を辞退する者があるときは、入札書の提出前にその旨を宣言させるものとする。

(開札)

第12条 入札執行者は、入札書の提出を確認後、入札者の面前において開札を行うものとする。

- 2 郵便入札を行う場合には、奈良市建設工事等郵便入札実施要領に定めるところによる。
- 3 電子入札を行う場合には、奈良市電子入札運用基準に定めるところによる。

(落札者の決定)

第13条 入札執行者は、次のとおり落札者を決定するものとする。

- (1) 建設工事 最低制限価格から予定価格の範囲内において最低の価格で入札した者
- (2) 建設工事にかかる委託業務 最低制限価格から予定価格の範囲内において最低の価格で入札した者

- 2 総合評価落札方式の入札による落札者の決定は、奈良市建設工事総合評価落札方式試行要領に定めるところによる。
- 3 低入札価格調査制度による落札者の決定は、奈良市建設工事低入札価格調査制度試行要領（平成23年9月1日施行）に定めるところによる。

(くじによる落札者の決定)

第14条 入札執行者は、落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の9（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

- 2 前項のくじを引く順番は、順番くじにより決定するものとする。
- 3 郵便入札を行う場合には、奈良市建設工事等郵便入札実施要領に定めるところによる。
- 4 電子入札を行う場合には、奈良市電子入札運用基準に定めるところによる。
- 5 総合評価落札方式の入札におけるくじによる落札者の決定は、奈良市建設工事総合評価落札方式試行要領に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年 7 月 31 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領による改正後の奈良市建設工事等入札執行要領第 11 条第 1 項第 8 号の規定は、令和元年 10 月 1 日以後に入開札又は契約を行う事業について適用し、同日前までに入開札又は契約を行う事業（奈良市本庁舎耐震改修その他工事に関する入開札又は契約を除く。）については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 2 年 11 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。